

栃木県知事 福 田 富 一 様

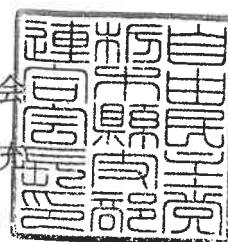
令和5年度9月補正予算に対する

要 望 書

令和5年8月24日

自由民主党栃木県支部連合会

会 長 茂 木 敏 夫



とちぎ自民党議員

会 長 岩 崎



趣 旨

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたこともあり、社会経済活動の正常化が進んでいるものの、長引く物価高騰は県民生活に大きな影響を与え続けており、本県経済の先行きも依然として不透明な状況にある。

加えて、今夏の記録的猛暑等の異常気象が象徴する気候変動問題や、想定を上回るペースで進む少子化・人口減少への対応など、一刻の猶予もない時代の大きな転換期を迎えている。

一方、令和5年は栃木県が誕生して150年という大きな節目の年であることから、本年度だからこそできる、本県の魅力発信や郷土愛の醸成に県庁一丸で取り組み、さらに6月に開催された「G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」を契機とした男女共同参画・女性活躍の更なる推進やインバウンドの拡大等により、今まで以上に本県の魅力を国内外に発信し、ブランド力向上や地域活性化を図る必要がある。

また、国においては、6月に「経済財政運営と改革の基本方針2023」を閣議決定し、「人への投資」の強化や、グリーントランスフォーメーション(GX)・デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進、さらには少子化対策・こども政策の抜本強化等により、「新しい資本主義」を加速させるとしたことから、本県としても、こうした国の方針に的確に呼応しながら各種施策を積極的に推進し、スピード感をもった未来志向の大胆な取組を講じるべきである。

そこで、令和5年度9月補正予算の編成に当たっては、少子化対策の一層の推進やアフターコロナを見据えた県内経済の活性化、異常気象に備えた防災・減災対策など、県民の安全で安心な暮らしの実現に全力を尽くすとともに、県政を取り巻く課題の解決と更なる成長を目指した対策を期待している。

こうした状況に鑑み、別紙のとおり要望書を取りまとめたので、検討の上、それぞれの措置を講じられるよう強く要望する。

I 予算要望事項

単位：千円
() 内は内数

1. 少子化対策の推進について

県では、「とちぎ創生15戦略(第2期)」に基づき、各種施策を推進しているが、昨年の合計特殊出生率が1.24となり、3年連続で過去最低を更新するなど、少子化は深刻さを増している。

こうした中、国においては、「こども未来戦略方針」の策定など、こども・子育て政策の抜本的強化に向けた検討が進められているところであるが、本県としても、合計特殊出生率の状況等を踏まえ、早急に対策を講じる必要がある。

については、少子化問題の克服に向け、県民が安心して子どもを産み育てられるよう、より一層積極的に取り組むこと。

(重点事業)

○縁結びムーブメント創出事業費	17,578
○とも働き・とも育て応援事業費	37,820
○子育て世帯にやさしいとちぎづくり事業費	89,565

2. アフターコロナを見据えた県内経済の活性化について

(1) 中小企業等の下支え支援について

コロナ禍に対応した実質無利子・無担保融資、いわゆるゼロゼロ融資の返済が本格化する中、資金調達の負担を軽減し中小企業等が借換融資を受けやすくするため、経営改善に取り組む事業者に専門家を派遣するなど、県内中小企業等の下支えに努めること。

(重点事業)

○中小・小規模企業経営改善支援事業費	6,854
--------------------	-------

(2) 戦略的なインバウンド誘客及びとちぎブランドの海外発信について

新型コロナウイルス感染症の水際対策が大幅に緩和され、インバウンド需要が回復に向かっている。こうしたタイミングを逸することなく、外国人の観光誘客や観光消費の拡大に向け、富裕旅行者を対象とした観光商品の充実を図るなど、インバウンドの推進に取り組むこと。

また、先般、日本の2023年上半期の農林水産物と食品の輸出額が過去最高となったことが公表されたところである。本県においても、経済の更なる活性化が図られるよう、最新の情勢を踏まえながら、日本酒等の県産品や県産農産物を積極的に海外にPRし、一層の販路拡大に取り組むこと。

(重点事業)

○高付加価値観光商品創出事業費	15,000
○ベトナム・シンガポールにおけるとちぎの魅力発信事業費	78,884

3. 安全・安心な暮らしの実現について

(1) 道路施設等の整備推進について

「県土づくりプラン2021」の重点施策である「成長を支える広域道路ネットワークの充実・強化」や「誰もが安全で安心して利用できる道づくり」、さらには、横断的施策である「県土強靱化、防災・減災対策」等を推進するため、緊急輸送道路の整備や通学路における交通安全対策など、必要な道路整備等を着実に実施すること。

(重点事業)

○公共事業費（県土整備部）	4,657,944
○県単公共事業費（県土整備部）	900,000
	(政調上乗せ 900,000)
○公共事業関連調査費（県土整備部）	100,000
	(政調上乗せ 100,000)

(2) 異常気象に備えた防災・減災対策の推進について

気候変動の影響等により、全国的に自然災害が激甚化・頻発化していることから、地元住民の不安を払拭するため、堤防強化や中小河川等の堆積土除去、立木の伐採等を進めるとともに、山間部における荒廃した溪流の整備を推進すること。

(重点事業)

○県単公共事業費（環境森林部）	50,000
	(政調上乗せ 50,000)
○緊急防災・減災対策事業費	900,000
	(政調上乗せ 900,000)

(3) 農業農村整備事業等の推進について

農業農村インフラは、農作物の安定生産や農村地域の維持・保全を図る上で重要な基盤であり、また、自然災害に対する地域防災力の強化に大きな役割を有していることから、防災上早急な対応が必要な地区等における農業水利施設の更新整備等を積極的に進めること。

(重点事業)

○県単公共事業費（農政部）		10,000
	(政調上乗せ)	10,000)
○公共事業関連調査費（農政部）		10,000
	(政調上乗せ)	10,000)

4. 農業の振興について

需要が減少している米について、効果的なPR等により県産米の消費拡大を図るとともに、関西地域等へのセールスを強化し販路拡大を図るほか、県産米の提供によりフードバンク活動を支援すること。

また、今般の厳しい酪農情勢の中、県産牛乳・乳製品の更なる消費拡大に向けて、県が新たに制定した「栃木県民牛乳消費拡大月間」等において、積極的なPRを行うこと。

(重点事業)

○栃木のお米消費拡大事業費		15,000
	(政調上乗せ)	15,000)
○栃木県民牛乳消費拡大月間推進事業費		10,000
	(政調上乗せ)	10,000)

計 15 重点事業 6,898,645 千円

(政調上乗せ 1,995,000 千円)

Ⅱ－① 政策要望事項（特別要望事項）

1. 原油価格・物価高騰への対応について

（1）中小企業・小規模事業者等への支援について

原油・原材料等の価格高騰や円安の進行は、企業経営を圧迫し、その影響は長期にわたることが懸念される。については、県内中小企業・小規模事業者、運輸・交通事業者等に対し、それぞれの状況に応じた、効果のある対策を引き続き積極的に講じること。

また、医療機関・社会福祉施設についても、必要な支援が講じられるよう、国に働きかけること。

（2）農業資材価格の高騰への対応について

国際情勢の不安定化等に伴う農業資材の価格高騰が長期化し、依然として肥料、飼料、燃料価格の高止まりが続いていることから、引き続き、資材等の高騰に対する支援を行うとともに、堆肥等の利用拡大や自給飼料の生産拡大を推進すること。

2. 新しい資本主義に向けた重点投資について

（1）カーボンニュートラルの実現について

県では、今年3月に2030年度までの実行計画として目標とその方策を定めたアクションプランを策定し、さらに4月には「栃木県カーボンニュートラル実現条例」を施行したが、カーボンニュートラルの実現に向けては、県民意識の醸成を図り、市町と連携しながらオールとちぎで取組を推進すること。

また、電気料金の値上がりや電力需給逼迫などエネルギー問題の解決に向けて、地産地消型の再生エネルギーの導入拡大が進むよう、積極的に取組を進めていくこと。

（2）グリーントランスフォーメーション（GX）の推進について

①施策の推進について

国では「GX実現に向けた基本方針」を具体化するための「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（GX推進戦略）を策定した。GXを加速させることは、エネルギーの安定供給につながることから、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、脱炭素化に資する技術開発等の産業界の取組に対する支援に積極的に取り組むこと。

②徹底した省エネルギー化の支援について

企業においては、投資計画に切れ目なく対応できるよう支援するほか、エネルギー診断や運用改善提案を行う省エネ診断事業を拡充するなど、中小企業の経営

者に対する支援に積極的に取り組むこと。

また、家庭においては、省エネ効果の高い住宅の省エネ化の支援について、統一窓口を設けワンストップ対応とするなど対策を強化するほか、省エネ商品の普及など、消費者に対して省エネの取組への理解と消費行動を促す施策等を進めること。

さらに、水素、アンモニア等については、既存燃料との価格差に着目した支援にも努めること。

(3) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進について

企業におけるデジタル人材の育成や外部専門人材の活用を推進するとともに、とちぎビジネスAIセンター等の取組強化により、県内企業のAI・IoT等の導入について積極的に支援すること。

あわせて、従業員へのDX教育の支援の拡充についても推進すること。

3. G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合を契機とした施策の推進について

G7大臣会合で採択された「日光声明」を受け、男女が共に輝く社会の実現をオール栃木体制で目指すこと。男女間の賃金格差是正に向けて、アップスキリング・リスキリングの機会の提供、農林・理工系分野や成長産業分野などへの女性の参入促進を図るとともに、役員や管理職の登用にあたっては、男女ともに個々の能力、意欲や希望に合わせた支援や、一人ひとりに応じた柔軟で働きやすい環境整備を推進し、希望する誰もが育児等とキャリアを両立できる環境づくりを進めること。

4. 教育と福祉の連携について

(1) 障害者福祉の制度設計について

寄宿舎問題に端を発した特別支援教育問題の一因は、福祉は福祉、教育は教育といった縦割り行政の弊害が現象化したものと考ええる。

障害児、障害者の問題は、障害が発見されてから、療育、教育、生活、就労、介護等々、一人ひとりの成長における時間軸に沿って、切れ目のない支援を行える環境を整えることが大切である。そのためには一人ひとりの障害特性や成長過程に合わせた個別支援計画を作成し、各機関がその計画に基づき、個人の自立や成長に必要な支援を寄り添いながら切れ目なく行うトータルサポートという考え方が必要であり、特別支援学校や特別支援学級の在籍期間は限られていることから、社会生活への移行のために必要となる自立支援など福祉機関を含めた各機関が相互連携の中で行われるべきものである。

そのために、まずは、県内共通の個別支援計画のフォーマット作成と時間軸に沿った個人情報管理、最適な支援が行える制度の充実が必要である。

については、障害児、障害者一人ひとりの成長過程に合わせて各機関が情報の共有と個別支援のための相互連携を図ることができるよう、障害福祉計画・障害児福祉計画の改定と併せ、総合的に支援できる体制整備に取り組むこと。

(2) 特別支援教育の推進について

特別支援教育の在り方に関する検討会を設置し、検討を進めているところであるが、今後は、未来志向で持続可能な特別支援教育の方向性を示すとともに、自立に向けた生活指導に係るカリキュラムの充実や卒業後の社会生活を見据えた教育と福祉の連携強化を図るなど、全ての子どもたちの生涯にわたる自立と社会参加に向けた取組を推進していくこと。

また、栃木県特別支援教育推進計画に基づき、全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、研修等を充実させるとともに、障害のある児童生徒に対して一貫した支援を行うため、個別の教育支援計画と個別支援計画との情報を共有し、進路先や社会生活に適切に引き継がれるシステムを構築すること。

あわせて、関係機関、産業界との連携を深めることにより、就労支援の充実を図るとともに、市町が必要とする非常勤講師の適正配置等により、学校運営の支援体制を強化すること。

さらに、スクールバスについては、富屋特別支援学校をはじめ、複数の特別支援学校で乗車できていない児童生徒がいる状況を鑑み、乗車対象の児童生徒が乗車できるよう検討を進めること。

5. とちぎの未来創生に向けて

(1) 「文化と知」の創造拠点整備及び県庁舎周辺整備について

県立美術館、図書館及び文書館を一体的に移転整備する「文化と知」の創造拠点整備については、県民誰もが親しむことができ、あわせて本県の魅力向上に資する施設となるよう、構想策定検討委員会等の意見を踏まえながら、新たな時代を見据えた整備構想の策定等を進めること。

また、県庁舎周辺の活用可能な県有地についても、周辺地域の活性化につながるよう、民間活力の導入も視野に入れた利活用の検討を進めること。

なお、これらの検討を進めるに当たっては、宇都宮市と連携を図ること。

(2) 栃木県誕生150年記念行事の効果的な実施と成果の継承について

本県が今後50年、100年先も活力と希望にあふれた郷土であり続けるため、これから実施される記念行事が県内全域で多くの県民の参加を得て展開されるよう、効果的なPR等に努めるとともに、得られた成果をこれからのとちぎづくりに着実に継承していくこと。

(3) 財政的な選択と集中の考え方について

施策の立案にあたっては、選択と集中が重要であることから、目的を明確化し

合理的根拠を示すEBPMの観点を取り入れるとともに、連結決算の活用や将来を予測した財務諸表の作成等に関する検証・課題の整理を進め、「統一的な基準」に基づく地方公会計制度の効果的な活用に努めること。

Ⅱ－② 政策要望事項（全体要望事項）

1. 県内経済の活性化について

(1) 企業誘致の推進について

生産拠点の国内回帰等による事業所移転の動きを踏まえ、土地利用調整に係る仕組みの活用等を含め、企業ニーズに対応した取組を進めること。また、首都圏に近い国道50号等の主要道路沿線の開発を市町と一体となって進め、新たな産業団地造成に取り組むとともに、既存の産業団地への企業誘致を進めるためにも、県独自の補助制度等を更に整備し、企業立地件数において全国一位を目指すこと。

また、情報産業や半導体等の特色ある企業や、若年女性の雇用の場となるような企業の誘致を戦略的に進めること。

(2) 県内中小企業等への支援について

コロナ禍に加え、原材料高騰等の影響が長期化する中、県内中小企業・小規模事業者の倒産件数は、制度融資等により一定程度抑えられているものの、ゼロゼロ融資の返済が本格化する中、経営圧迫などによる影響が懸念される。県においても複数の融資制度を設けているが、経済状況を注視し、更なる支援の拡充に努めること。

また、中小企業の強みを生かした優れた技術や特許を持つ企業等の更なる発掘に努めるとともに、経済安全保障の観点からも国と連携しながら、県内中小企業等における重要技術の流出防止などの対策を支援すること。

(3) 観光関連事業者への支援について

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、観光需要が上向きであることから、旅行商品の造成や、デジタルとリアルによる観光プロモーションの展開、観光施設の改修や廃屋の撤去等の受入環境の整備、需要の平準化の促進など、北関東3県での連携も図りながら、国内外からの観光誘客に積極的に取り組むこと。特に、G7大臣会合や、本県誕生150年、また、本年開催予定の夜景サミット2023 in 足利等を最大限活用した観光戦略に取り組むこと。

(4) 更なるグローバル化に向けた戦略的な取組について

ジェトロ等関係機関と連携し、グローバル人材の育成や県内企業における積極的な活用を支援するとともに、友好都市等との経済的、文化的な交流等の拡大も推進し、本県独自の国際戦略を進めること。

2. 安全・安心な地域社会づくりについて

(1) 建設業の担い手の育成・確保について

令和6年度から建設業においても罰則付き時間外労働上限規制が適用されることから、いわゆる建設業の「2024年問題」を見据え、建設業における担い手の育成・確保や労働環境の改善のため、職場環境改善の推進や余裕期間設定による平準化、地域の実情に応じた共同受注方式の活用を引き続き進めるとともに、ICT等を活用した生産性の向上等に努めること。

また、昨今の原材料費、エネルギーコスト等の高騰状況を踏まえ、建設資材や労務等の設計単価に適切に反映するとともに、現状を踏まえた物価スライドも積極的に活用し、品質の確保に向けた取組を進めること。

(2) 公共交通網の確保・充実について

次世代の軌道系交通システム「芳賀・宇都宮LRT」が開通されることにより新たな公共交通ネットワークが構築される。社会情勢の変化に伴い公共交通を含めた交通ネットワーク再構築はどの地域においても喫緊の課題である。については市町、また民間事業者とも連携を図り、公共交通サービスの確保・充実に向け積極的に取り組むこと。

また、JR東日本による「羽田空港アクセス線」の整備が進められる中、本県においてもこの機会を生かし、国の諮問機関によって答申された東武線との連結を後押し、羽田空港へのアクセス向上による新たな経済の活性化に向け、鉄道会社や関係機関との協議を進めること。

(3) 県営都市公園の魅力向上について

県営都市公園は施設の老朽化や利用者ニーズの多様化への対応といった課題を抱えていることから、公園の質の向上や公園利用者の利便性向上に向け、Park-PFI等の手法を積極的に用いて、民間活力を活用した取組を推進すること。なお、民間活力の活用に当たっては、地域の特性や実情を十分考慮すること。

3. 災害対応力の強化に向けて

(1) 防災・減災対策の推進について

令和元年東日本台風による甚大な被害を踏まえ、河川の改良復旧等を進めるとともに、河川・砂防施設の適正管理と長寿命化に取り組み、同じ流域で再び水害が発生しないよう治水を推進すること。加えて、渡良瀬遊水地の掘削を国に強く働きかけること。

また、激甚化する風水害や今後想定される大規模地震に備え、災害に強い強靱な道路ネットワークを構築すること。

(2) 災害時における住民の適切な避難について

市町が避難指示等を適切に発令できるよう支援することに加え、自分の命は自分で守るという当事者意識の醸成と、地域の助け合いにより逃げ遅れを防止する取組が重要であることから、県民の適切な避難行動に向けた自助、共助の取組への支援を強化すること。

また、市町の避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成支援を含め、災害対応に関して市町との連携を更に強化するとともに、組織改編により体制の強化が図られた利点が活かされるよう努めること。

(3) 盛土等に伴う災害への対応について

盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため「宅地造成及び特定盛土等規制法」が今年5月に施行された。そこで、県内の規制区域の指定が行われた後、是正指導が必要となる箇所土地所有者及び行為者等に対し、盛土等の安全性の確保、実効性のある罰則の措置等が着実に実行できるよう、各市町との連携強化を図るとともに体制整備に努めること。

(4) 局地的な災害への対応

今後増加が見込まれるゲリラ豪雨や竜巻、ダウンバーストなど局地的な災害に対応するため、被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大を検討すること。

また、農業分野においては栃木県農漁業災害対策特別措置条例の速やかな適用と条例が適用とならない場合の技術対策や資金の融通などによる重点的な支援を行うこと。

同時に、局地的な災害の増加に対応するために必要な情報の発信や各種保険の加入促進を図ること。

4. 保健・医療・福祉施策の推進について

(1) 新型コロナウイルス感染症対策等について

新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけが5類感染症に変更された。引き続き、医療提供体制の強化を進めるとともに、高齢者施設等のクラスター対策を推進するほか、BCP（事業継続計画）については、令和6年4月に義務化される社会福祉施設に加え、医療機関についても、その策定を支援すること。

さらに、新型コロナウイルス感染症の後遺症相談への対応とあわせて、新興・再興感染症等の感染拡大時においても、救急医療などの必要な医療が適切に提供できるように、医療機関との協定締結と県立病院等の機能拡充を図ること。

(2) 医療・保健・福祉に係る人材の確保について

県内に一人でも多く勤務医を確保するため、医師のキャリア形成に配慮した医

師確保対策に積極的に取り組むこと。また、看護師と保健師の更なる質の向上を図るとともに、看護師の質の向上等の方策の一つとして、衛生福祉大学校の一部4年制化なども検討すること。

さらに、栃木県保健医療計画（8期計画）の策定にあたっては、地域の実情に応じた薬剤師の確保対策と業務・役割の更なる充実を図ること。

加えて、物価高騰や人件費など財源等の問題で、介護ロボット・ICTの導入が進んでいる状況ではないことから、普及を促進し、介護人材の確保・定着、質の向上と業務効率化を推進すること。

（3）看護政策の充実について

認定看護師や専門看護師等の有資格者を県内の未配置医療機関に派遣する体制を整備し、その有効性の周知と活用促進を図ること。

また、看護職員確保のためには、離職の防止が重要であることから、特に離職率が高いとされる新任看護職員についての離職防止対策に取り組むこと。

（4）こども・子育て支援について

①保育所、認定こども園、幼稚園等におけるこどもの安全確保について

令和5年4月より、送迎用バスへの安全装置の装備が義務付けられていることから、栃木県内の対象となる全ての送迎用バスに安全装置が早期に導入完了することができるよう推進すること。

また、全国で保育施設等における不適切保育の事案が相次いで報じられていることから、本県において改めて保育所、認定こども園、幼稚園等における不適切保育の禁止の徹底を図ること。なお、本県で不適切保育が発生した際には、速やかに市町と連携し、不適切保育の改善が図られるよう取り組むこと。

②こども・子育て支援の発信力強化について

こども家庭庁発足後初となる「健やか親子21全国大会」の本県での開催を契機に、子育て支援等の情報をしっかりと県民に届け、子育てに優しい県であると県内外にアピールできるよう、今年度構築する子育て関連ポータルサイト等を活用し、発信力の強化に取り組むこと。

③フードバンクやこども食堂への支援について

生活困窮者やひとり親家庭等に対する食の支援や相談支援などの生命を繋ぐセーフティネットの役割を担っているフードバンク活動団体に対し、他県の状況を踏まえ、脆弱な組織体制への支援や財政的な支援など県として積極的に取り組むこと。

また、こども食堂は、経済的な事情を抱える家庭を支援し、地域との繋がりを作ること等を目的として、NPO等が実施している活動であり、児童福祉の観点からも重要な役割を果たしていることから、県としても支援の充実を図ること。

5. 農業行政の推進について

(1) 食料安全保障の強化について

今般の食料の安定供給リスクの高まりから食料安全保障の強化が求められていることから、県産農産物等への消費者の理解促進を図るとともに、輸入依存度の高い小麦、大豆等の県内での増産に向けた支援を進めること。

(2) 需要に応じた米生産と米の消費拡大について

県産米の在庫は減少しつつあるが、本県の在庫の割合は全国の主産県よりも高い状況であることから、今後の消費動向を踏まえた米づくりを進めるとともに、主食用米から園芸作物や大豆等への作付転換の促進を図ること。

また、輸入小麦の代用品として需要が増加している米粉の生産・需要拡大を図ること。

あわせて、アフターコロナにより経済活動が活発化している状況を踏まえ、飲食店等への米の消費拡大をより一層進めること。

(3) 県産農産物の輸出拡大について

アフターコロナでのインバウンドの需要回復を捉え、外国人観光客に地元の農産物や食を知ってもらうことで本県産農産物の輸出拡大につながるような取組を進めること。

(4) 酪農の振興について

近年の酪農を取り巻く環境は、飼料価格の高止まりなど大変厳しい状況が続いていることから、酪農経営の安定に向け、自給飼料の増産をより一層進めること。

(5) 情勢変化を踏まえた農村地域の活性化について

コロナ禍での行動制限により、農産物直売所等の来訪者数が減少した一方で、女性や若い世代を中心に都市部から地方へ移住する田園回帰の流れが活発になっていることから、県内外からの多くの人の呼び込みを強化するなど、農村地域の活性化を図ること。

6. 林業の振興及び環境対策の推進について

(1) 林業・木材産業の成長産業化について

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行など、林業・木材産業の重要性が高まっていることから、木材供給の安定化や需要創出等に積極的に取り組み、林業・木材産業の成長産業化につなげていくこと。

また、国の約30年後の花粉発生量の半減目標に呼応し、少花粉杉苗木による積極的な植樹拡大に努めること。

さらに、令和6年度開校予定の「栃木県林業大学校」について、多くの林業人材を確保できるよう、教育委員会とも連携しながら、県内高校生等に広く周知することはもとより、県外へのPRも積極的に行いながら、開校に向けた準備を進めていくこと。

(2) 鳥獣被害対策・豚熱対策について

野生鳥獣による農林業等への被害が、依然として高い水準にあり、特に近年では、県東地域へのシカ生息域の拡大が懸念されている。また、豚熱については、野生イノシシから飼養豚への感染リスクが指摘されている。

このような状況の中、市町や栃木県猟友会をはじめとした関係団体等と協力し、地域の実情も踏まえながら、ICTやドローンの活用等による効果的な捕獲方法の実証・導入や捕獲の担い手の確保・育成に努めるなど、手を緩めることなく鳥獣被害対策に積極的に取り組むこと。

また、野生イノシシにおける豚熱感染対策を徹底し、特に養豚場における飼養衛生管理基準の遵守徹底指導等により、豚熱の発生防止に努めること。

7. 教育行政の推進について

(1) 第三期県立高等学校再編計画について

第三期県立高等学校再編計画については、生徒数減少への対応にとどまることなく、社会環境の変化や生徒の多様なニーズ等を踏まえ、職業系専門高校の充実のほか、中高一貫教育校やフレックス・ハイスクール、単位制高校の設置拡充、さらには国際バカロレアに代表される新しい学びのスタイルの導入などにより、これまで以上に各校の魅力化・特色化を推進するものとする。

また、県民はもとより、市町や私学等に対して丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めるとともに、県内各地で開催した説明会やパブリックコメント等で聴取した意見を踏まえながら、検討を進めること。

(2) 県立学校施設の長寿命化について

県立学校施設においては、給排水設備や受変電設備などに老朽化による故障リスクが高まっていることから、「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」に基づく予防保全による対策を推進するとともに、雨漏りなどの緊急的な修繕への適切な対応を実施することにより、安全安心な学習環境の確保に努めること。あわせて、トイレの洋式化など学習環境の整備を進め、安定的な学校運営に努めること。

(3) 我が国を愛する態度を養う施策について

教育基本法では「我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」とある。教育基本法が求める教育目標の達成のため、実施主体である本県として、一面的な見解だけを取り上げるなど偏った指導内容とならないよう、同法の趣旨を十分に踏まえた教科用図書選定審議

会委員の公正かつ適正な選任や、採択教科書の変更、歴史・領土教育に関する副教材の導入など、我が国を愛する態度を養う教育を更に推進すること。

8. 警察行政等の推進について

(1) 特殊詐欺をはじめとする被害防止対策の推進について

特殊詐欺については、被害額が増加している。また、「闇バイト」により、若者が特殊詐欺や強盗事件に関わる事案も発生している。よって、高齢者への広報啓発活動や、「闇バイト」により若者が特殊詐欺等に関わらないための対策を推進するとともに、県民の被害防止に資する情報発信活動を強化すること。

(2) サイバーセキュリティ対策の推進について

本県ではサイバー犯罪に係る相談件数が5年連続で増加している。情報化社会の進展は、サイバー空間を利用した様々な犯行を容易にさせており、近年では、ランサムウェア被害の拡大やインターネット上での募集に応じた者が敢行する凶悪事件等が社会インフラや治安情勢を揺るがし、県民に対して大きな不安を与えている。このようなサイバー空間の脅威情勢に的確に対処し、県民の安全と安心を確保するため、サイバー人材の育成や資機材の整備、県民への様々な手口の周知等、サイバーセキュリティ対策を推進すること。

(3) 交通安全対策の推進について

本年上半期における県内の交通事故情勢は、全死者数は増加に転じ、特に歩行中や自転車乗車中の死者が増加している。また、通学路の交通安全対策としても、毎年、県議会県土整備委員会の県内調査の中で、県内25市町から重点要望箇所等に地域の危険な通学路の安全対策があげられるなど課題となっている。よって、児童生徒を含めた歩行者保護のため、ゾーン30プラスなどの施策を推進するほか、関係機関と連携したハード・ソフト両面での各種対策を強化するとともに、自転車利用者には、乗車用ヘルメット着用の努力義務化をはじめとする交通ルールを周知し、安全利用対策を推進すること。

(4) 性犯罪・性暴力・DV被害者の支援の強化について

令和4年度の「とちぎ性暴力被害者サポートセンター」での相談件数は過去最多になった。相談増加の背景などを分析し、被害者に寄り添った実効性のある相談支援体制の強化を図ること。

また、令和4年度の県内の配偶者暴力相談支援センターのDV相談件数も、過去最多になった。改正DV防止法が来年施行されることを踏まえ、見えにくい精神的DVの周知啓発や、DV被害者の適切な保護を実施すること。

(5) 老朽警察施設の早急な環境改善について

警察本部庁舎や警察署庁舎の警察施設は、警察活動基盤の根幹であり、警察本

部庁舎の機械式駐車場設備など、県が進める長寿命化工事に該当しない老朽設備も耐用年数を経過し劣化が著しいことから、警察活動の万全を図るため、早急に更新し環境改善に努めること。